

地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成29年度の地方消費税(社会保障財源化分)の収入額及び充当状況は以下のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 32,790千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 967,477千円

(単位:千円)

事業区分名		平成29年度 決算額 A	うち人件費 B	社会保障 施策費 A-B	財源内訳				
					特定財源			一般財源	
					国・県 支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
民生費	社会福祉費	320,818	25,744	295,074	162,855		1,000	131,219	4,427
	老人費	290,264	90	290,174	15,502	300	11,314	263,058	8,919
	児童福祉費	564,933	19,337	545,596	115,127		16,629	413,840	14,034
保健衛生	保健衛生費	188,970	28,167	160,803	805	0	638	159,360	5,410
合計		1,364,985	73,338	1,291,647	294,289	300	29,581	967,477	32,790

※事業区分名は地方財政状況調査の歳出区分による

※各区分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)充当額は一般財源の比率に応じて按分